

技術基準等の改正情報

平成20年度の電気事業法の技術基準の改正情報

1. 電気事業法施行規則、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈の一部改正について

電気事業法施行規則、電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈の一部が改正されました。(公布 2008 年 4 月 7 日、施行 2008 年 5 月 1 日)

【電気設備の技術基準を定める省令】

(用語の定義)

第 1 条 第三号改正及び第十八号の追加

【電気設備の技術基準の解釈】

(燃料電池等の保護装置)

第 45 条 第 2 項の改正

(蓄電池の保護装置)

第 242 条の 4 新規に条文を定めた

*詳細は、経済産業省 原子力安全・保安院ホームページをご参照ください。

(経済産業省 原子力安全・保安院ホームページ「お知らせ・トピック」より)

~~~~~

2. 「電気事業法第 5 2 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」及び「溶接安全管理審査実施要領 (火力設備)」の公表について

原子力安全・保安院は、「電気事業法第 5 2 条に基づく火力設備に対する溶接事業者検査ガイド」(平成 20・05・19 原院第 2 号、NISA-234a-08-1) 及び「溶接安全管理審査実施要領 (火力設備)」(平成 20・05・19 原院第 5 号、NISA-234a-08-2) を平成 20 年 6 月 1 2 日に発表しました。

\*詳細は、経済産業省 原子力安全・保安院のHPをご参照ください。

(経済産業省 原子力安全・保安院ホームページ「お知らせ・トピック」より)

~~~~~

3. 電気事業法施行規則の改正及び「電気事業法施行規則第96条から第102条まで 解釈運用にあたっての考え方（内規）」の制定について （平成20年10月1日付）

原子力安全・保安院は、電気事業法施行規則第96条の規定に基づく承認法人制度について、これを登録制とする等の省令改正を行うとともに、今回の省令改正に係る条文の考え方を明らかにするため、「電気事業法施行規則第96条から第102条までの解釈運用にあたっての考え方（内規）」を定め、平成20年10月1日に発表しました。

*詳細は、経済産業省 原子力安全・保安院のホームページをご参照ください。

（経済産業省 原子力安全・保安院ホームページ「お知らせ・トピック」より）

~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~

4. 「電気設備の技術基準の解釈」の一部改正について （平成20年10月1日付）  
「電気設備の技術基準の解釈」の一部が改正されました。

\*詳細は、経済産業省 原子力安全・保安院のホームページをご参照ください。

（経済産業省 原子力安全・保安院ホームページ「お知らせ・トピック」より）

~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~

5. 電気工事士法施行規則の改正及びエアコン設置工事における保安確保の徹底について （2008年12月3日）

原子力安全・保安院は、電気工事士法施行規則第2条において定める電気工事士が行う作業についての省令改正を行い、平成20年12月3日付けで公布しました（平成21年2月1日施行）。

また、今般の省令改正に伴い、エアコン設置工事における保安確保の徹底のため、「エアコン設置工事に係る電気工事士法の解釈適用」を定めるとともに、電気工事業者及びエアコンを販売する大規模家電販売事業者等に対して同解釈の内容を踏まえて適切にエアコン設置工事の作業に従事することを求めましたので、お知らせします。

*詳細は、経済産業省 原子力安全・保安院のホームページをご参照ください。

（経済産業省 原子力安全・保安院ホームページ「お知らせ・トピック」より）

~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~

6. 電気事業法施行規則第50条第2項の解釈適用に当たっての考え方（内規）の制定について

電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年経済産業省令第62号）の公布に伴い、事業用電気工作物に係る電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条の規定が改正されることから、原子力安全・保安院は、平成20年12月26日、改正後の同条第2項の解釈を別添のとおり制定し、一般電気事業者等及び各産業保安監督部に対して通知したので、お知らせします。

\*別添、詳細は、経済産業省 原子力安全・保安院のホームページをご参照ください。

（経済産業省 原子力安全・保安院ホームページ「お知らせ・トピック」より）

~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~・~~~~

7. 「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」の一部改正について

（平成21年3月16日）

原子力安全・保安院は、別添のとおり「発電用水力設備に関する技術基準を定める省令」の一部改正を行いましたのでお知らせします。

*別添、詳細は、経済産業省 原子力安全・保安院のホームページをご参照ください。

（経済産業省 原子力安全・保安院ホームページ「お知らせ・トピック」より）